

平成26年度事業計画 [法人本部]

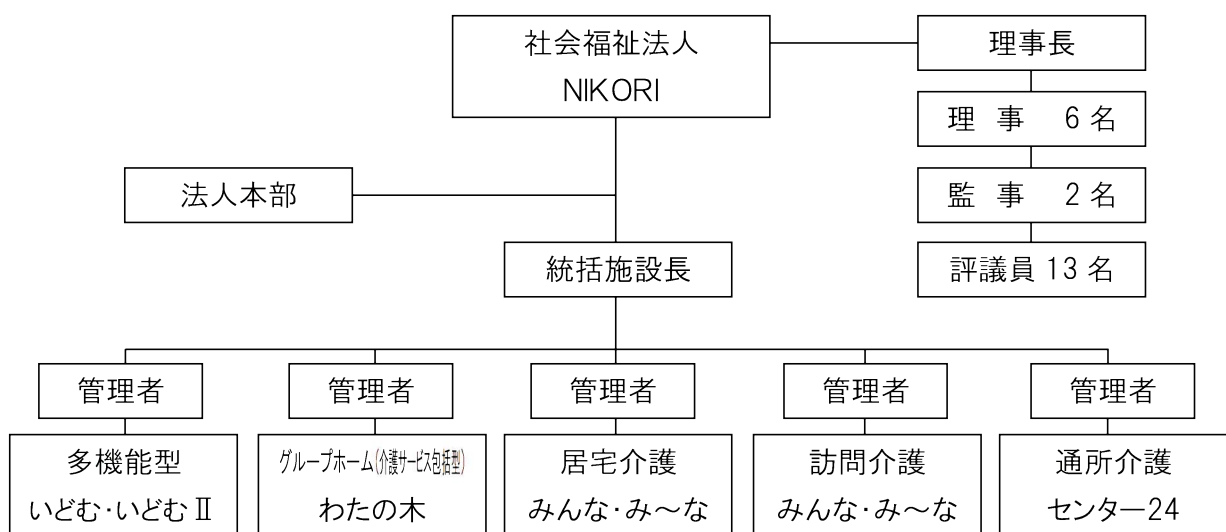
1 はじめに

社会福祉法人NIKORIの設立から2年半が経過し、新たに迎える今年度。その間、事業を利用している利用者ご本人とご家族を始め、近隣地域や関係諸機関の方々等、たくさんのお力添えを頂き、支えられながら成長の途を歩んでいる。

平成18年に施行された障害者自立支援法は、平成25年4月に障害者総合支援法となり、平成26年4月には重度訪問介護の対象者拡大とグループホームの一元化を控えている。障がい者を取り巻く制度や状況が、めまぐるしく変化している昨今、制度に振り回されることなく、地域に開かれた社会資源の一つとして地域社会に安心を提供することが求められている。既存の実施事業に留まらず、時代に即した実践を重ね「法人・福祉事業体は“誰のために”、“何のために”、“どうあるべきか”」を、常に問い続ける役職員集団の育成を図ることが必要である。

『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』を掲げ、知的障がいのある方々の地域生活の実現及び一般就労の継続を主軸とした支援を中心に、高齢者及び障がい者の在宅生活を継続するために必要な福祉サービスの構築し、一人一人の利用者に寄り添い、思いを具現化することを目指すことが法人に課せられた使命である。利用される方一人一人の顔が見え、必要とされるニーズが見える法人運営を実現することに努めていく。

2 法人の組織



3 理事会・評議員会の開催

①理事会の開催

平成 26 年 5 月・8 月・12 月・平成 27 年 3 月の計 4 回を予定。必要に応じて臨時の理事会をその都度開催する。

②評議員会の開催

平成 26 年 5 月・8 月・12 月・平成 27 年 3 月の計 4 回を予定。必要に応じて臨時の評議員会をその都度開催する。

4 監事による監査

年 4 回、処遇・会計の状況について、監事による監査を実施する。理事会開催月に監査を行い、法人の財産状況及び運営状況について、理事会及び札幌市長に報告する。

5 事業運営

- ①第二種社会福祉事業 老人デイサービス事業 センター24 の運営
- ②第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (居宅介護事業)みんな・み～なの運営
- ③第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (重度訪問介護事業)みんな・み～なの運営
- ④第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (行動援護事業)みんな・み～なの運営
- ⑤第二種社会福祉事業 移動支援事業 みんな・み～なの運営
- ⑥第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (共同生活援助事業)わたの木の運営
- ⑦第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (自立訓練[生活訓練]事業)いどむの運営
- ⑧第二種社会福祉事業 障害福祉サービス事業 (就労移行支援事業)いどむの運営

6 本年度の重点施策

- (1) 長期展望に基づく経営基盤及び経営組織の強化
 - ①経営基盤強化のための事業の検討と実施
 - ②理事会及び法人本部機能の強化
- (2) 消防法一部改正に伴う防災体制の強化
 - ①平成 26 年 4 月の改正により、スプリンクラー設置基準に変更が生じることから、宿泊型自立訓練(生活訓練)事業「いどむ」及び老人デイサービス事業「センター24」既存建物へのスプリンクラー設置を検討。
- (3) 事業の定着・安定化
 - ①各事業の安定・継続した利用者の確保及びサービスの質の向上
 - ②新規生産活動及び就労先事業所の開拓等

- (4) 利用者サービスの向上とコンプライアンス(法令順守)の徹底
 - ①利用者の意向に基づく個別支援計画等の策定
 - ②利用者の権利擁護の堅持・関係法令及び法人規程の遵守等
- (5) 人事管理の充実
 - ①職員の業務に対する志気の高揚、人権尊重やコンプライアンス意識及び経営感覚の醸成など、今後の法人運営に必要不可欠な人材育成を目的とした、人事考課制度の適正運用
 - ②職員各自の職責に基づく職務履行及び組織的履行の徹底・職員研修の充実

7 地域ネットワークの構築と強化

安心で豊かな暮らしを継続して提供するために、これまで作り上げた地域支援システムの見直しと再構築に向け、地域ネットワークの強化に努め、権利擁護、健康、居住、日中活動、就労、余暇、防災、防犯、コミュニケーション等、あらゆる角度からの利用者支援に向けて活動を行う。

8 職員技能及び専門性の向上

福祉サービスに携わる支援者として質の向上を目指し、各種研修会への参加を積極的に行う。また、研修報告を充実させ職員間で情報を共有することにより、日常の支援業務にフィードバックすることの重要性を考えていく。

- (1)研修会の実施及び参加
 - ①中央情勢についての情報収集を行い、制度改革についての知識を得る。
 - ②利用者支援に必要な、様々な知識やスキルを学ぶ。
 - ③事業運営管理を行える職員育成のため、外部・内部研修を充実させる。
- (2)地域ネットワークの強化
 - ①地域の関係機関等との会議に積極的に参加することにより、広い視野と支援ネットワークを構成出来るような人材を育成する。

9 広報活動の充実

社会に広く認知される開かれた社会福祉法人を目指し、機関紙やホームページの製作を初め、情報開示に努めることが出来るよう、プロジェクトチームによる検討を重ねていく。

10 賛助会の検討

法人に対する理解を地域社会に広く求め、賛助会を発足し、法人運営の充実を図る。

○ いどむ [宿泊型自立訓練（生活訓練）事業]

平成 26 年度 事業計画 重点課題

はじめに

平成 23 年 8 月、“利用する一人一人の顔が見え、必要とされるニーズが見える”法人を目指し、社会福祉法人 N I K O R I が設立、「いどむ」は「札幌この実会センター24」の事業を継承し宿泊型自立訓練(生活訓練)事業として活動してきた。障害者自立支援法により、平成 21 年には宿泊型自立訓練(生活訓練)事業へと新体系移行し、平成 24 年 4 月には多機能型事業所〔宿泊型自立訓練(生活訓練)事業、自立訓練(生活訓練)事業、就労移行支援事業〕として再スタートした。更に平成 25 年 4 月障害者総合支援法が施行され、名称変更や制度全体が見直されたが、平成 26 年 4 月には障害支援区分、グループホームの一元化・重度訪問介護の対象拡大、地域移行支援等々のサービスの変更が行われる。不確定な部分もある改正であるが、多機能型事業所として、今後とも新たな挑戦を続けていきたい。

『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』をテーマに掲げ、札幌で働き・暮らしたいと願う仲間たちの 地域生活への確実な移行・実現 及び 一般就労の定着・継続するための支援を中心に行っていく。また、様々な事情を抱えた中途利用・緊急利用等のニーズに対し、訓練施設としての機能を発揮するとともに柔軟に対応する為、平成 24 年度より宿泊型自立訓練(生活訓練)事業の定員 10 名を定員増により 12 名とした(平成 25 年 7 月より)。今年度は対象拡大による充実した多機能型事業所としての取り組みを図り、多くの方々に利用して頂けるような社会資源の一つとして、地域に溶け込みながらその具現化を目指す。

【いどむ】 宿泊型自立訓練(生活訓練)事業

- 就労支援～社会人として一般企業で働き、雇用されることを目指し、定着と安定に繋げる（一般就労・福祉的就労）
 - ・ 就労定着…職場開拓、職場訪問、雇用の調整、問題発生時の対応・解決、意欲の継続（相談・助言）等
 - ・ 他諸機関との連携…高等養護学校、ハローワーク、職業センター 等
- 生活支援～日常の暮らしを通じて、社会人としての自覚とスキルを高めることにより確実に地域での生活へ繋げる
 - ・ 個別支援計画の作成…（状況把握、アセスメント、作成、実施、中間評価<モニタリング>修正、終了時評価）
 - ・ 生活スキルトレーニング…(自己認知)→（有期限）
 - ・ 経済基盤の確立…雇用の安定、賃金、障害基礎年金受給 等

○ いどむⅡ [自立訓練（生活訓練）事業／就労移行支援事業]

平成 26 年度 事業計画 重点課題

はじめに

平成 23 年 8 月より“利用する一人一人の顔が見え、必要とされるニーズが見える”法人を目指し、社会福祉法人NIKORIが設立された。「いどむ」は「札幌この実会センター24」の事業を継承し宿泊型自立訓練(生活訓練)事業として活動してきた。平成 24 年 4 月からは、「いどむⅡ」自立訓練(生活訓練)事業[定員 6 名]及び就労移行支援事業[6 名]を併設し、多機能型事業所として新たなスタートを切っている。日中活動の提供を通じて地域社会の生活に溶け込めるよう、様々な形での社会参加に向けた支援を行っている。自立訓練(生活訓練)事業、就労移行支援事業とも、今年度は活動メニューの工夫と広報活動に重きを置き、就労支援の推進に力を注ぎ、多くの方々に認知され利用して頂けるような社会資源のひとつとなるよう努力していく。『住み慣れた街で、働き・暮らし・笑っていたい』をテーマに掲げ、多様なニーズに応えることで、地域に溶け込みながら今後とも新たな挑戦を続けていきたい。

【いどむⅡ】就労移行支援事業、自立訓練(生活訓練)事業

● 「利用者の確保」「広報活動を重視」

→ 高等養護学校への巡回・情報交換・連携、相談支援事業所との情報交換・連携、地域資源(マンパワー)の活用等

● 「活動メニューの工夫と充実」

→ “働く” に繋ぐメニュー ～ 体力・集中力・精神力

“地域で暮らす” 為に必要なメニュー ～ 基本的な生活スキル・社会でのルールやマナー等

“毎日通いたくなる” わくわくメニュー ～ 調理実習・季節の行事(お花見昼食会・新春初詣等)

● 「ニーズの把握」

→ 個別支援計画の作成(状況把握、アセスメント、作成、実施、中間評価<モニタリング>修正、終了時評価)、ご家族とのつながり

◎ 就労移行支援事業～日中活動(作業訓練)の提供を通じ就労に必用な能力の向上、知識の習得に向けた支援に取り組む

◎ 自立訓練(生活訓練)事業～日中活動を通して日常生活能力の基礎を身につけ、維持・向上、心身の安定を目指す

○ みんな・み～な

[居宅介護・重度訪問介護・行動援護・移動支援事業]
[訪問介護・介護予防訪問介護事業]

平成 26 年度事業計画 骨子 (みんな・み～な)

高齢者が要介護状態になる前に予防するという大義名分で導入された介護予防サービスが、段階的に介護保険事業から外されてくことが昨年度より示されている。介護予防サービスが、本来介護保険の利用抑制の性格を持っていたのにも関わらず、さらにその介護予防すらも切り捨てようとする姿勢は、導入自体が「高齢者のために要介護状態を予防する」ことが元来の目的ではなかったことを改めて露見している。障がい福祉分野においても、今年度から本格的に導入される計画相談が、福祉サービスの利用抑制や介護保険の持つ営利主義的な性質に傾かず、本当に利用者の利になる制度となるよう監視しながらサービス提供に当たって行きたい。

訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業

今年度は訪問介護事業 3 年目となる。事業開始から 2 年を経て、訪問介護サービス提供の有り方、ケアマネージャーとの連携の仕方、在宅で生活している高齢者の方の実態等について掴むことが出来た。今年度はサービスの提供体制を改めて見直ししながら、新規参入事業所という認識を脱して、より積極的に居宅支援事業所や地域に働きかけ事業運営を行っていききたい。

居宅介護事業及び札幌市移動支援事業

数年前までは主に知的障がい者の方々の外出支援が利用の大半を占めていたが、訪問介護事業の開始や、難病患者等の利用拡大に伴い、利用者層が多様化を続けており、各々の持つニーズや課題は時に対極をなすことも多い。1 人 1 人がそれぞれに別の生活、人生、性格を持っていることを常に忘れず、個別化を意識しながら支援に当たりたい。

事業の役割とサービス提供体制整備について

訪問介護と居宅介護の事業運営を経て、65 歳を機に総合支援法から介護保険に移行する方や、一つの家庭の中で訪問・居宅双方のサービスを利用するケース、高齢障がい者の方で両サービスを併用するケースへの対応が生じた。両制度の境界を緩やかに繋ぐ役割、また在宅で地域生活を行う方々と施設を結ぶ役割を担っていききたい。また今年度は、経年で生じたサービス種の偏りや、派遣ヘルパーの固定化を改めて見直し、緊急時や、既存利用者の新しい要望、新規利用者の受け入れが出来る体制作りを強化していききたい。

○ わたの木 [共同生活援助事業（介護サービス包括型）]

平成 26 年度 事業計画 重点課題

基本方針

昨年、障害者総合支援法の施行を受け、平成 26 年 4 月にはグループホームの一元化を迎えようとしている。現段階では、制度内容の細かな部分等、不確定な側面も多く、今後も動向を注視し、利用者の必要に応じた対応を即座に行っていくことが必要である。

わたの木(定員 53 名)においては、一人一人の状況に合わせ、地域で暮らし続けていくうえで必要な支援を提供していくために、支援員による職場訪問やモニタリング(個別支援計画)、組織間・他事業所(相談支援事業所等)との連携、ケース会議等を積極的に行い、職員の資質を向上させていく。

また、新規利用者の宿泊型自立訓練(生活訓練)事業からの受入れに際し、地域での生活をこれから続けていくために必要である様々な生活スキルを暮らしの中で習得できるよう、支援員・世話人が検討し、実施していくことが重要となる。

□ 日常生活の充実

- ・個別支援計画…利用者の抱える課題・今後の目標を支援員・利用者共に明確に理解し、課題解決・目標達成にむけ前向きに取り組んでいくため、個別支援計画(個人目標の設定・アセスメント・個別支援計画の作成、実施)・モニタリングを行う。必要に応じて計画を修正し、相談支援事業所との連携を密にとり、より分かりやすく実践的な目標設定を行う。
- ・身辺処理…暮らしの基本である「洗面・入浴・掃除」等を本人の勤務形態や生活の場に応じて可能な限り自発的に行うことができるよう支援する。
- ・金銭管理…『労働＝賃金＝生活』の関係を体得し、計画的に使用ができるよう支援する。
- ・健康管理/健康診断…健康が就労の条件であり、維持には食生活が大切であることを理解する。

□ 職場関係

- ・職場訪問…定期的、あるいは特別な場合はその都度訪問し、利用者の作業状況、職場で起こり得る諸問題の解決への調整を図り、雇用の安定を目指す。更に本人の就労の様子を知り、職員間で情報を共有することで、利用者への理解を深めていく。
- ・失業者への対応…現在失業者 1 名(自己都合)。ハローワークの活用、一般就労に向けた支援等。
- ・職場開拓…地域の職場への訪問・ハローワーク等関係諸機関との連携から、利用者の適正に応じた就労の場を確保する。
- ・中高齢化への対応…就労能力を把握し、適正な就労環境を提供すること・職場の理解を促進すること・福祉的活動を組み合わせ、できる限り就労を継続できるよう支援していく。

□ 自主活動

- ・ナツツの会…利用者・地域生活者・職員合同親睦会。相互の親睦を図り情報交換の場作りを目指す。
- ・ナツツミーティング…月 1 回、意見交換の場として、生活していくうえでの知識・情報を得ると共に、仲間としての連帯感、自己認知を深める場として活用していく。
- ・環境美化…リフレッシュ&クリーンデー:本人のエンパワーメントを養うことを目的とし、年に 3 回ほど細かな部分も含めた清掃・整理整頓を行う。着用不可の衣類・破損物品・使用予定の無い趣味嗜好品などを整理し、暮らしやすい環境を整える。

□ 保護者・各種関係機関との連携

保護者との話し合いを持ち、相互理解を深め協力を得ると共に、家庭状況の把握、本人の望む地域生活への道を探る。年 1 回(6 月第 1 日曜日)保護者会を実施し、利用者及び当法人の近況、更に国の障害者施策等への共通理解に繋げる。また、保護者不在の利用者の増加に伴い、成年後見人制度の活用も視野に入れる。

○ センター24 [通所介護・介護予防通所介護]

平成26年度

センター24（老人デイサービス）事業計画 重点目標

平成25年度からは、通常規模型通所介護から小規模型通所介護へ変更しての運営でした。利用状況は、センター24が目指している「生活の継続性」「仲間づくり」「生きがいづくり」を目標に様々な活動を続けてまいりました。その活動を利用者のご家族やケアマネージャーへお便りとして毎月お届けしております。利用者には、月間スケジュールを提供し、自主的に参加していただけるよう情報提供をしてまいりました。それが評価されてか、利用者の登録も昨年より多く推移しております。

今年度は、「非日常的な活動」としてのレクリエーションを多く加えることでマンネリ化を打破し「生きる意欲を高める」よう支援したいと思っております。高齢者のレクリエーション目的は、利用者の身体的・精神的能力を維持することにあると考えます。利用者のニーズである、外出したくてもなかなか外出できない現状を、我々がいかに支援できるか、「外出」をキーワードに考えていきたい。

利用者状況は、昨年の月間延利用者数300名から330名を目指したい。年間利用料収入は3300万円を確保したい。

【介護予防と個別ケア】

利用者がマンネリ化にならないよう、午前は静的な活動として、会話、脳のトレーニング（ジグソーパズル・間違い探し）囲碁、麻雀などを行い、午後は、外出行事としての美術館やカラオケ、買い物などの動的な活動へと、バランスのとれたプログラム構成とします。館内ではBGMを流し、落ちついた雰囲気ややすらぎ感を演出する。

さらに個人のニーズやアセスメントにより身体的、社会的、知的、情緒・精神的な目標を設定し、各個人に最適なプログラムを提供する。また比較的重度の要介護者が多くなっている現状から、精神的な支援も必要になってきているので関係機関とより綿密な連携を取っていく。

【生活相談】

時間の見当識障害で昼夜の区別がつかなくなってくるなど、精神的に不安定になっているケースがあり、利用者自身が解決できるよう支援したい。また、家族からの相談も増えており利用者の思いを理解しながら相談に応じたい。

【職員の質の向上】

職員として知っておきたい医療知識、感染症対策、認知症対応など、職員の質の向上を目指し、外部研修や職員会議での勉強会を行う。

さらに利用者から支持されるデイサービスを目指して様々な改善を行っていく。